

富津市有害獣防護柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害獣による農作物の被害を防止し、農業生産の維持及び向上を図るため、防護柵を設置する事業を行う者に対し、予算の範囲内において有害獣防護柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キョンその他哺乳類に属する野生動物であつて、農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 防護柵 有害獣による被害を防止するための電気柵及びワイヤーメッシュ柵をいう。
- (3) 農業者 農業を営む者であり、かつ、前年における農業所得がある個人、団体又は法人をいう。
- (4) 受益農地 防護柵を設置することにより、有害獣の被害から守られる一団の農地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する農業者とする。

- (1) 本市に住所を有するもの（団体又は法人にあつては、市内に事務所又は事業所を有すること。）
- (2) 市税（本市における市民税、固定資産税その他の市税。以下同じ。）の滞納をしていないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が行う防護柵を設置する事

業（鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づく鳥獣被害防止総合支援事業の対象とならない場合に限る。）とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 防護柵の設置箇所及び防護柵を設置する受益農地が市内にあること。
- (2) 受益農地の全部又は一部を補助対象者が所有し、又は借用し、かつ、当該受益農地が耕作されていること。
- (3) 防護柵を設置する受益農地の面積が10アール以上であること。
- (4) 防護柵の設置延長が120メートル以上であること。
- (5) 設置する防護柵の法定耐用年数が電気柵8年、ワイヤーメッシュ柵14年であり、有害獣の侵入を防ぐと認められる構造であること。
- (6) 近隣農地の設置状況、立地する農地の地形等により、防護柵を3戸以上での共同設置ができないもの
- (7) 過去にこの要綱又は国若しくは県による同種の補助金の交付を受けていないこと（補助金の交付を受けて設置した防護柵が法定耐用年数を経過している場合を除く。）。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、防護柵の設置に係る資材費の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、富津市有害獣防護柵設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設置場所一覧表
- (3) 位置図
- (4) 防護柵の設置に係る資材費の見積書の写し
- (5) 補助対象者の前年の農業による販売収入額がわかる書類
- (6) 市税の納税状況確認同意書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市有害獣防護柵設置事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）が補助事業の内容を変更するときは、富津市有害獣防護柵設置事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）によりあらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、承認の可否を決定し、富津市有害獣防護柵設置事業補助金変更承認決定（却下）通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、富津市有害獣防護柵設置事業中止（廃止）届（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、富津市有害獣防護柵設置事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 防護柵の設置に係る資材費の領収書の写し

(3) 防護柵の設置状況が確認できる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、富津市有害獣防護柵設置事業補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、富津市有害獣防護柵設置事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱の規定に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、富津市有害獣防護柵設置事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に当該補助金を交付しているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、富津市有害獣防護柵設置事業補助金返還命令書（別記第10号様式）により、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（管理等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、設置した防護柵を適切に維持管理しなければならない。

（報告及び調査）

第14条 市長は、交付決定者に対し、当該事業に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。